

労災保険のレセプトのオンライン請求の実施に当たっての 問題点と必要な対応

1 労災レセプトの電算化の状況

- (1) 労災保険においては、平成 12 年度から医療機関のレセプトの電子媒体による請求を行うことができるように対応している。
- (2) 現在、労災保険においては、調剤に係るレセプトの電子媒体による請求を行うことができない。
- (3) 医療機関で使用するレセプトコンピュータにおいて、労災レセプトの電子媒体による請求を行うことができるように対応されているものがほとんどない。

→ 健康保険及び国民健康保険における電子レセプトの記録方式と労災保険の電子レセプトの記録方式に互換性がない。

2 レセプトのオンライン請求のための機器等の整備

- (1) 労災指定医療機関、労災指定薬局において、レセプト電算処理システムを導入（導入済みの場合は労災保険への対応）、オンライン請求用パソコンの設置、オンライン請求するためのネットワーク回線の設置が必要である。
- (2) セキュリティ及び個人情報保護について十分な対策が必要である。
 - ・ ネットワーク（SSL暗号化通信等）
 - ・ 認証（オンライン専用認証局が発行する電子証明書）
 - ・ システム（送信ログ及び受信ログの保管、ファイアウォール）
 - ・ 安全対策規定の整備